企業・団体の皆さま
「広報おおの」に広告を掲載してみませんか？

毎月、大野町内のご家庭に配布している町広報紙「広報おおの」に有料で広告掲載ができます。企業や団体のイメージアップ等に、ぜひ広告掲載をご検討ください。

なお、「広報おおの」は、毎月１回７,７００部発行し、各地区の広報委員を通して各世帯に配布するほか、関係団体等に贈呈したり、町公式ホームページに掲示するなど、幅広く配布・掲示しております。

◎広告掲載概要

掲載期間	１カ月（ただし、１２カ月まで掲載可能） ※広報紙１号につき１２枠までのため、枠を超える複数の申込があったときは、受付日の早い広告を優先します。なお、受付は、発行日の６カ月前から４０日前までとします。
掲載場所	広報おおの２色刷頁下段
掲載規格と料金（全２色まで※黒一色刷推奨、料金は税込み）	**・１枠　タテ４５mm×ヨコ５２mm　１２，０００円** **・２枠　タテ４５mm×ヨコ１１０mm　２２，０００円** **・３枠　タテ４５mm×ヨコ１６８mm　３２，０００円**
申込方法と原稿の取り扱い	・**「広報おおの」広告掲載申込書（様式第１号）**に必要事項を記入し、掲載しようとする原稿と原稿データを添付して、総務課まで申し込んでください。※申込書は、町公式ＨＰでダウンロードできます。 ・原稿作成にかかる費用は広告主が負担してください。
掲載条件	・「大野町広告掲載要綱」及び「大野町広報紙に掲載する広告の取扱要領」によります。必ず確認してください。 ・条件に該当しないものは、掲載をお断りすることがあります。

◎令和７年度広報発行日・広告掲載申込締切日

月号	発行日	申込締切日
4	３／２８	２／１７
5	４／２５	３／１７
6	５／３０	４／２１
7	６／２７	５／１９
8	７／２５	６／１６
9	８／２９	７／２２
１０	９／２６	８／１８
１１	１０／３１	９／１６
１２	１１／２８	１０／２０

月号	発行日	申込締切日
1	１２／１９	１１／１０
2	１／３０	１２／２２
3	２／２７	１／１９

申込み・問合せ先
大野町役場　総合政策部総合政策課
☎０５８５－３５－５３６３
（直通）

◎掲載イメージ

※見開きＡ３サイズです。

【参考・大野町広告掲載要綱（抄）】

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

（１）　法令又は条例（以下「法令等」という。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５）　社会問題についての主義又は主張

（６）　個人の名刺広告

（７）　美観風致を害するおそれがあるもの

（８）　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（９）　屋外における広告については、前各号に掲げるもののほか、その内容及びデザインが美観風致を損ない、又は交通の安全を阻害するおそれがあるものとして別表第１に掲げる基準に該当するもの

（１０）　前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

２　広告掲載に係る広告の範囲及び広告の表示内容に関する基準は、別表第２及び別表第３に掲げるとおりとする。

３　前２項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

（規制業種又は事業者）

第５条　次の各号に掲げる業種又は事業者は、広告掲載をすることができない。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業（次号において「風俗営業」という。）に属する業種

（２）　風俗営業に類似する業種

（３）　消費者金融

（４）　たばこの製造又は販売

（５）　ギャンブルに関わるもの

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している業種又は事業者

（７）　法令等の規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種又は事業者

（８）　法律の定めのない医療類似の行為を行う施設

（９）　次に掲げる手続のいずれかを行っている事業者

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続

（１０）　法令等の規定に違反しているもの

（１１）　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（１２）　前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする業種又は事業者として町長が不適当であると認めるもの